

令和 6 年山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）事業基本委託仕様書

1 委託業務の名称

「令和 6 年山形県春の観光キャンペーンプロモーション（置賜地域）」委託業務

2 委託業務の目的

令和 6 年 4 月 1 日から 6 月 30 日にかけて J R 東日本重点販売地域の指定を受け開催する春の観光キャンペーンにおいて、置賜地域への観光誘客を促進するため、置賜地域に点在する花公園等（置賜さくら回廊、白つつじ、バラ、アヤメ、ユリ、紅花、シャクヤクなど）を生かした広域周遊プロモーションを実施するもの。

「山形県春の観光キャンペーン」の概要

(1) コンセプト

山形には、これまで地域の「人」が守り育んできた美食・美酒、温泉、自然、歴史・文化、祭り、田舎暮らしなど、魅力ある本物（もうひとつの日本）が数多く存在する。訪れる旅人が自分を覆っている日常から離れることで、地域にある本物に触れ、その人たちのストーリー・ホスピタリティを体感してもらい、本当の自分を見つけてもらう。

(2) テーマ

① 美食・美酒 ② 温泉 ③ 自然 ④ 歴史・文化 ⑤ 祭り ⑥ 田舎暮らし

(3) 対象地域

山形県全域（当業務では、置賜地域のプロモーションを行うもの）

(4) キャンペーン期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日

3 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 7 月 31 日（水）まで

4 委託業務の内容

次の（１）～（５）に掲げる事項について、受注者の責任のもと適切に実施すること。本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費負担及び諸手続きは受注者が行うこと。

企画立案、取材、編集、デザイン、印刷等のパンフレット及び特設サイトに係る一切のことを業務内容とする。

(1) LINE を活用したスタンプラリーシステムの構築・運用等

① LINE を活用した花公園等周遊スタンプラリーシステムの構築

ア 二次元コードによりスタンプを獲得できるシステムとすること。

イ 山形おきたま観光協議会公式 LINE の友だち登録をした者が、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。

ウ リッチメニューのひとつをスタンプラリーのボタンとし、タップすることでスタンプラリーに参加できるようにすること。

エ スタンプラリースポットは、10 か所以上とすること。

※置賜管内の道の駅7か所、その他観光立ち寄り施設3か所以上を予定
(対象施設は発注者が別途指示する。)

オ スタンプの獲得数に応じて、賞品に応募できるシステムとすること。

カ パンフレット及び特設サイトの名称について、提案すること。

キ システム整備後、運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について発注者に説明を行うこと。

②スタンプラリーの管理・運営

ア スタンプラリーの実施期間は、令和6年4月1日～令和6年7月15日とすること。

イ スタンプラリー期間中に、発注者からスタンプラリーに関する問い合わせがあった場合には適切に対応すること。

③スタンプラリーに関する広報・情報発信・効果測定

ア 各スポットに設置する二次元コード用のPOPを制作しデータで納品すること。(印刷、施設への設置は発注者が行う。)

イ LINEのリッチメッセージによりスタンプラリーのPR等を行うこと。

※月4回想定×3か月＝12回

ウ 企画実施による効果を測定するため、賞品への応募時にアンケートを実施すること。(アンケート項目は、発注者が別途指示する。)

(2) パンフレットの制作

①表紙には、事務局より提供する統一ロゴを使用することとし、その色指定も事務局の指示に従うこと。

②2「山形県春の観光キャンペーンの概要」に記載したコンセプト、キーワード等を踏まえた内容とすること。

③置賜地域への旅情を喚起する内容とすること。

④置賜さくら回廊、白つつじ、バラ、アヤメ、ユリ、紅花、シャクヤクなどの花公園、温泉、食(米沢牛など)、ワイン、地酒などのPRを盛り込むこと。

⑤デジタルスタンプラリーのPRを盛り込むこと。

⑥使用する画像は、原則として発注者が提供するが、単に企画を網羅するのではなく、複数の企画に行ってみたくなるような構成・デザイン(イラスト含む)とすること。

⑦文字を記載する場合、写真のイメージとの整合性が保たれるように配慮すること。

⑧使用する映像(写真を含む)について、下記「6 著作権等の取り扱い」を参照し、著作権の侵害が無いように注意すること。また、被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

⑨規格等は以下のとおりとすること。

(参考：別添 おきたま花ごよみ)

【パンフレット】

- ・規格：594mm×210mm 巻き観音折り 上質紙(または同程度) フルカラー
- ・制作部数：30,000部

(3) デジタルスタンプラリーを紹介する特設サイトの制作及び更新

- ①置賜の花等の魅力を訴求する特設サイトを制作すること。(本協議会が運営し、株式会社ステップアップコミュニケーションズが管理する置賜観光情報サイト「おきたまジャーニー」へのアップ。)
- ②特設サイトの公開予定時期は令和6年3月とする。
- ③制作した特設サイト内の各種記載事項について、委託期間中、発注者の指示のもと随時情報の更新を行うこと。

(4) その他提案事業

令和6年山形県春の観光キャンペーンの効果的なプロモーション企画について、予算の範囲内で提案すること。

5 成果品の定義及び成果品の納入場所、納入期限

- (1) 成果品：4 (1) 及び (4) パンフレット等の紙媒体、PDF 形式により保存された電子ファイル (印刷に係る余白が無い完成原稿とする。なお、紙媒体をスキャニングしたものは成果品とは認めない。)、ai ファイル形式 (米国アドビシステムズ社が提供する画像編集ソフトウェア「Adobe Illustrator」により使用することができるファイル形式) により保存された電子データ。なお、PDF 及び ai ファイルは、タイトルを記載した DVD に格納により納品すること。
- (2) 納入場所：山形おきたま観光協議会事務局 (山形県置賜総合支庁観光振興室)
50 部若しくは 100 部単位で納品すること。
- (3) 納入期限：令和6年3月8日 (金)

6 著作権等の取り扱い

- (1) 受注者は、本業務による成果品に関する著作権、二次利用等の権利関係の許諾手続きを済ませたうえで納品すること。
- (2) 本仕様書により作成された成果品の著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくして使用・流用してはならない。
- (3) 受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。
- (4) 納品する成果品に関して、第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉や申請等の手続きは受託者が行うこととする。
- (5) 納品する成果品が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととし、異議申し立てや紛争の提起があった場合は全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7 委託業務の基本方針

- (1) 本業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、労働関係法令、その他関係法令及び諸規則を遵守すること。
- (3) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例 (平成12年10月13日山形県条例第62号) を遵守しなければならない。
- (4) 本事業に係る経理は、他の事業と区別するとともに、証拠書類を整理しておくこと。

- (5) 本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。
- (6) 本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するために、よりよい手法、技術又はアイデアがあるときは、発注者に対して積極的に提案すること。

8 その他

発注者は、令和6年度において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、令和6年度分における契約の変更又は解除に向けた手続きを行うことがある。